

自主的避難等対象区域(福島市)から平成23年6月頃に避難した申立人(成人)について、申立人が精神疾患にり患していたこと等の事情を考慮して避難の合理性を認め、同年8月分までの避難費用(避難先と自宅との往復に要する避難交通費)が賠償された事例。

1424

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- ・避難費用(避難交通費) 金86,400円
(平成23年3月11日から平成23年8月31日まで)

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金86,400円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項記載の金員のうち、金40,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年8月31日

(仲介委員 森居秀彰)